



厚生労働省群馬労働局発表
平成30年6月29日

【照会先】
群馬労働局 雇用環境・均等室
室長 千葉 裕子
上席雇用環境改善・
均等推進指導官 庭山 たくみ

(代表電話) 027-896-4739

報道関係者 各位

～全国ハラスメント撲滅キャラバン実施～

「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設します！

開設期間：平成30年7月2日（月）～平成30年12月28日（金）

群馬労働局（局長 半田 和彦）では、7月から「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設して、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等ハラスメント及びパワーハラスメントに関する相談を受け付けるほか、事業主などを対象としたセミナーを開催します。

本取組は、平成30年12月28日まで、全国の都道府県労働局をあげて「全国ハラスメント撲滅キャラバン」として実施するものであり、各労働局において、特別相談窓口の開設や説明会の実施を行ってまいります。

◆ ハラスメント対応特別相談窓口

職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産、育児休業・介護休業等に関するハラスメント及びパワーハラスメントについての相談を受け付けます。

○設置期間 平成30年12月28日（土日祝日を除く）まで 8:30～17:15

○相談窓口 群馬労働局雇用環境・均等室 ☎ 027-896-4739

◆ 「ハラスメント防止セミナー」（仮題）の開催

日時：平成30年9月7日（金）、9月27日（木）

両日とも13時30分～開始予定

場所：群馬県JAビル 10階第4会議室 （前橋市亀里町1310番地）

<添付資料>

（別紙1）「ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！」チラシ

ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！

群馬局開設期間：平成30年7月2日（月）～平成30年12月28日（金）

働く人も、企業の担当者も、**ご相談ください！**

たとえば・・・

働く人

企業の担当者

セクハラについて社内の相談窓口にご相談したら「それくらいのことは我慢しろ」と言われた。

育児短時間勤務をしていたら同僚から「あなたが早く帰るせいで、まわりは迷惑している。」と何度も言われ、精神的に非常に苦痛を感じている。

長時間にわたって、繰り返し執拗に叱られてつらい。

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの相談を受けたが、会社としてどうすればよいのだろう。

セクハラや妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの防止措置は、会社としてなにをする必要があるのだろうか。パワハラも対策に含めた方がよいのだろうか？

セクシュアルハラスメント（セクハラ）とは

職場において、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗（しつよう）な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなることをいいます。

パワーハラスメント（パワハラ）とは

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり、職場環境を悪化させられる行為をいいます。

妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い、および妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントとは

妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等を理由として、事業主が行う解雇、減給、降格、不利益な配置転換、契約を更新しない（契約社員の場合）といった行為を「不利益取扱い」といいます。

また、妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うことを「ハラスメント」といいます。

このほか・・・

働く人

働く人 企業の担当者

企業の担当者

- ◆ 妊娠を報告したら、事業主から「退職してもらおう」と言われました。
- ◆ 非正規の社員も、産休・育休を取れるのでしょうか？
- ◆ 会社として、妊娠等した労働者に、このような取扱いをしたら、均等法などに違反しますか？

・・・などのご相談にも対応します。

相談して
ください！

都道府県労働局があなたのお力になります！

匿名でも大丈夫 プライバシーは厳守します。

まずは相談してください！！ 相談は無料です！



Q. どのような相談ができますか？

A. 職場でのセクシュアルハラスメントや、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いやハラスメントについてご相談いただけます。職場でのパワーハラスメントについてもご相談いただけます。

Q. 女性しか相談できませんか？

A. 男性もご相談いただけます。また、労働者、事業主どちらからのご相談も受け付けます。

Q. 妊娠したら退職を強要されました。相談したら、労働局ではなにをするのですか？

A. 相談者のご希望や状況を踏まえ、会社に事実確認を行い、その状況に応じて会社に働きかけを行います。相談者の了解なしに、会社に相談者の情報を提供することはありません。会社との間に紛争が生じている場合は、労働局長による援助や調停会議による調停などを行っています。

群馬労働局 ハラスメント対応特別相談窓口

受付時間 8時30分～17時15分（閉庁時刻）＊土日祝祭日除く

※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。

できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

電話番号 027-896-4739

住所 群馬県前橋市大手町2丁目3番1号 前橋地方合同庁舎8階

